

議案第6号 定款の変更について

1 変更の要旨

会長（代表理事）の退任にともない、顧問を新設する。
附則の「条項」を「項」に置き換える。

2 新旧対照条文（傍線の部分が改正部分）

改 正 案	現 行
第1条から第27条まで略 <u>(顧問)</u> <u>第28条 この法人に、顧問若干名を置くことができる。</u> <u>2 顧問は、学識経験者、この法人に功労のあった者又は会長若しくは 副会長経験者のうちから、理事会の推薦により、会長が委嘱する。</u> <u>3 顧問は、この法人の運営に関して会長の諮問に答え、又は会長に対 して意見を述べる。</u> <u>4 顧問の任期は、委嘱の都度会長が定めるものとする。</u> <u>5 第25条の規定は、顧問について準用する。</u> <u>第29条から第44条 略</u>	第1条から第27条まで略
第9章 附則 <u>1 略</u> <u>2 略</u> <u>3 略</u> <u>4 略</u>	第44条 略 第45条 略 第46条 略 第47条 略